

ジェネリック

注意報を書きはじめてから10年が過ぎました。よくもまあ続くものです。そもそものきっかけはY2K(西暦2000年)問題でした。

当社がソフトの製作に使っていたのはマイクロソフト社のオフィス・ソフトのひとつ「アクセス」という製品です。このソフトはデータベース管理システム(DBMS)という範疇で、バージョンは2.0でした。Y2K以前の1995年の発売ですから、まさかと思ったのですが、そのまさかでY2K問題を起していたのです。アクセスは2000年までの5年間に次々と新バージョン(アクセス95、アクセス97、アクセス2000)が発売されていて、これらは当面のY2K問題を回避していました。ですが、当社としてはバージョン2.0を使い続けていました。理由は以下のとおり。



1. 新バージョンに買い換える費用がもったいない。アップグレードとか優待パッケージとか言ってもゼロ円より高い。

2. 新バージョンの新機能にあまりにも魅力が無い。メリットも無い。アクセス2.0の段階でデータベース管理システムの要件を十分満たしている。また、日本語対応も良く出来ていた(後のバージョンより良い出来)。

3. 旧バージョンを新バージョンに変換する機能が付いてくるものの、これがとてもオソマツな代物である。

4. 以前のバージョンのバグ(瑕疵)が直り

きっていないうえに、新たなバグが出る。

そんなわけで、新バージョンを導入してY2Kに対処するよりも、自作のプログラムでY2Kに対処して、旧バージョンで開発を続けることにしました。



たとえば当社で製作する「請求書作成」のソフトを例にしますと、3段構成になっています。まず、ハードウェアを動かす基本ソフトとしてウィンドウズ何がしが1段目。オフィス・ソフトのアクセスが2段目。ここまではマイクロソフト社で売っています。そして3段目が請求書を作成・記録するデータベースです。当社をはじめマイクロソフトのユーザー(消費者)はこの部分を製作してるのです。ワープロのワードも表計算のエクセルも同じことです。

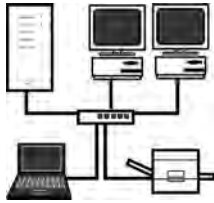


1段目・2段目は大量生産して市販してますから、それなりのお値段です。ところが3段目は独自に1つだけ作るものですから、そのお値段は相当なものになります。2段目まではお手軽に買い換えできますが、3段目の作り変えはおいそれとはいきません。3段目のほうが資産で、そこに蓄えたデータこそが財産なのです。

さて、お客様のソフトを開発するときには、その時点でマイクロソフトが売っているバージョンを使います。たいした機能の向上もな



いですから10年以上前のアクセス2.0や97でも良いのですが、マイクロソフト社は売ってくれません。前のバージョンの方が優れている場合もあるのですが・・・（使い方によってはですが）



困るのは、お客様がパソコンを増設したときです。どちらのパソコンからも「請求書作成」ソフトを使うことにしましょう。アクセスはDBMSですから、2台から同じデータを同時に使用できるというとても有効な業務体制が構築できるのです。でも1台は旧バージョンのアクセス、もう1台は新バージョンとなると、3段目の「請求書作成」ソフトは2段目のアクセスのそれぞれのバージョンにあわせたものを用意する破目にあいます。

そんな場合は、旧バージョンで作った「請求書作成」を新バージョンに変換しています。ただし、変換機能はとってもオソマツです。変換が出来ないとの警告が出ればまだマシ。不正な変換をしておいて知らん顔なんてケースもありました。そこで、まず旧バージョン

を改造します。変換をしくじるプログラム（命令や構成）は別のプログラムに書き直します。プログラムの量は増えますが、なんのその。それから変換。これをオソマツに引っかからなくなるまで繰り返して完成。おいそれとはいきません。今や旧バージョンで製作して、最新のバージョンへ変換していくのが標準の手法となっています。

1段目のウィンドウズや2段目のオフィスなるソフトは、やたらバージョンアップを繰り返すのですが、用も無い機能が増えるのでは経費の無駄遣いです。作るべき資産・財産は3段目なのですから。とはいっても、手持ちの旧バージョンをコピーして使うわけにはいきません。特許や著作の権利を振りかざして「コピー禁止」と狡すからい主張をするのもけっこうですが、ならば旧バージョンを売ってくださいませ。できれば瑕疵を直したうえで。

ええ？ できない？ ITにはジェネリックが無いのか？



ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の独占的販売期間（有効性・安全性を検証する再審査期間及び特許期間）が終了した後に発売される、新薬と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が同一であり、新薬に比べて低価格な医薬品です。欧米では有効成分の一般名（generic name）で処方されることが多いため、「ジェネリック」という言葉で呼ばれています。

日本ジェネリック製薬協会のホームページより

知的財産権、特許権、工業所有権、著作権、知的所有権、無体財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、・・・ まだまだありそうですが・・・ そもそも、これら権利は「秘密を公開させるための智恵」で「一定期間は保護するから、世のため人のために秘密を明かせ」というもの。なのに権利権利の我利我利亡者になっていませんか？